

生活保護の「扶養義務」の範囲

	続柄	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
1親等	配偶者	○	○	○	○	○
	子(未成年)	○	○	○	○	○
	子(成人)	○				○
	親	○				○
2親等	兄弟姉妹					○
	祖父母、孫					○
3親等	曾祖父母、曾孫					○
	おじ・おば、甥・姪					△※

※家裁が認めた場合